

教育力向上福岡県民運動北筑後地区推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「福岡の教育ビジョン」の実現に向け、教育力向上福岡県民運動に関する施策を北筑後地区において推進するため、教育力向上福岡県民運動北筑後地区推進会議（以下「地区推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地区推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 北筑後地区における教育力向上福岡県民運動に関する施策、取組の成果の普及・啓発に関すること。
- (2) 北筑後地区における学校と家庭、地域の教育力向上福岡県民運動の取組に関する指導・助言に関すること。
- (3) その他教育力向上福岡県民運動の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 地区推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県内の各界各層代表者から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 地区推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとし、任期は2年とする。ただし、再選することができる。
- 3 会長は、地区推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地区推進会議の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 地区推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 地区推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 地区推進会議の事務局は、北筑後教育事務所に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地区推進会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成20年10月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。